

第11回 AI時代における民事司法を考える研究会

日時：令和8年6月5日（金）18:30～21:30

場所：公益社団法人商事法務研究会会議室（オンライン併用）

議事概要

（取りまとめのたたき台（研究会資料14）について）

- ・ 近時、外国製AIへのアクセス権をどう保障するかといった問題が浮上していることから、どこかでこの点に触れることも検討してほしい。
- ・ 26頁の「AIシステムの調達」について、行政におけるAI調達のルールに準拠する点は異論ないが、民事裁判における利用の独自性も考慮する必要がある点は加筆してよいのではないか。
- ・ AIの技術的進展の急速さに照らすと、取りまとめに記載された課題等についても、不断の見直しや柔軟な対応が必要であることを記載すべきではないか。
- ・ 裁判所は、一人一人の自律性が非常に高いことから、AI技術の進展を含めた社会情勢の変化等に留意しつつ、不断にガバナンスを見直し、啓発するというのを意識的にやっていく必要があるのではないか。

（更なるAIの利活用に向けた当面の検討課題（研究会資料13・1）について）

- ・ 取りまとめのたたき台では26頁のAIシステム監査の項にプロンプトに関する記載があるが、監査という観点だけでなく、AI利活用という観点からも議論が必要ではないか。
- ・ あえて問題提起すると、民事訴訟は、法的に対等な両当事者が争う中で裁判官がアンパイアとして関わることを基本的な構造としているが、実際には、消費者訴訟や複雑な訴訟等において裁判官が後見的に介入する場面がある。このような実情がAIを適切に利活用することによって変化し、裁判官が本来期待されていたアンパイアとしての役割に徹するというようなことはあり得るのか。
- ・ 当事者本人のAIリテラシーやAIへのアクセス等の問題もあり、AIの利活用によって両当事者が実際に対等になるのかという疑問がある。今後も、裁判所の後見的な関与が必要となる場面はあるのではないか。
- ・ これまでの議論からすると、少なくとも当面は、AIの利活用によって、裁判官、弁護士・司法書士の役割やプラクティスが大きく変わるというよりも、それぞれの立場でAIの利活用を進めつつ、特に裁判官がAIの利活用によってより良い裁判を実現するという目的を強く意識した上で、個別の訴訟の

中でA Iの利活用方法についても議論をしていくということになるのではないか。

- ・ 裁判所においては、従前から口頭弁論期日等において、当事者の主張を法的観点から明確化することに一定の労力を要していたところ、今後、当事者本人がA Iを利活用することによって、外形的に法的な意味を有するかのような主張等が出力されると、当事者本人がこのようなA Iの出力を信じてそのまま書面に記載して裁判所に提出することが増加し、その結果、裁判所が主張整理等に更なる労力を要することになるのではないか。
- ・ 裁判所に過度の負担がかからないように、裁判所においてA Iを用いた下審査をするようなことや、更には、A Iを用いて自動的に訴えを却下するようなことも考えられないか。
- ・ 利用者の裁判所アクセス向上のために、他の機関においてA Iを利活用して当事者本人の適切な支援をすることが考えられるのではないか。
- ・ A Iを用いて一定のスクリーニングをしたとしても、当事者の裁判を受ける権利の観点からスクリーニングの結果を争う機会を与える必要もあるので、費用対効果の観点から慎重に検討する必要があるのではないか。
- ・ イギリスにおいては、英語ができない、I Tを利用できないといった行政でも救済が困難な当事者が、とりあえず裁判を起こし、裁判所において懇切丁寧に対応することによる負担が大きいということが現場レベルの課題となっているというような話も聞く。法テラスやチャットボットなどが充実することは良いことだが、それだけで解決するものではない。裁判所と民間を含めた他の機関との役割分担については、時代によって揺れ動いている部分がある。
- ・ 弁護士・司法書士におけるA Iの利活用が進むことにより、A Iを利活用して作成した主張書面の内容等について、訴訟代理人が十分に内容を吟味しないために、裁判所が訴訟代理人に確認しても回答ができず、当事者本人に聞かざるを得ない場面が生じるおそれがあるのではないか。現在は原資料の多くが紙であることから、訴訟代理人において原資料を確認しているといういわば現場感が訴訟代理人としての存在意義を支えている部分もあるところ、原資料のデータ化が進んだ場合には上記のような現場感がなくなり、訴訟代理人の存在意義が失われる部分があるのではないか。
- ・ 中長期的には、主張書面や証拠がA Iによる生成物ばかりになり、論文の査読において問題となっているように入力したプロンプトも含めて提出しなければ判断ができないといった事態が生じるおそれがあるのではないか。
- ・ 論文の査読等は、一定の条件の下で成り立っているが、裁判手続は、訴訟代理人において、依頼者が語る生の社会的事実から依頼者に有利な法律効果が発生するよう法規範の選択等を行うという人間の活動が介在している以上

は、論文の査読等と前提が異なるのではないか。他方で、中長期的にA Iが弁護士並みの情報収集能力を有するに至ったと仮定した場合にも前提が異なるといえるのは分からず、最近の交通事故ではそのようになりつつある面もあるように思われる。ただし、証拠等の収集という面ではそのようにいえたとしても、過失の有無や過失割合等については、なお人間的評価が必要ではないか。

- ・ 法廷は、対等な場において一定の手続の下で審理が行われるための人為的な空間として成立している面があり、弁護士・司法書士が、依頼者が語る生の社会的事実を取捨選択し、審理・判断に必要な資料を適切に提出するということが民事訴訟の前提となってきた。このような前提が崩れて、法廷においてA Iによる生成物を提出しあうようなことになると、訴訟代理人に期待されている役割として不十分であり、裁判官が自ら当事者本人から生の社会的事実を聞かざるを得なくなるのではないか。このような視点は、法律実務家に対する教育、研修の在り方や、法律実務家が果たしてきた役割の再確認、再定義にもつながるのではないか。
- ・ A Iも作り方次第では人間の揺らぎのようなものを再現できる可能性はある。ただ、一般市民はA Iには揺らぎがないことが良いと考えているように思われ、今後、A Iが出力したことが唯一の真実であるかのように受け入れてしまうようなことが懸念される。

(A Iの利活用が司法の役割に与える影響(研究会資料13・2(1))について)

- ・ 日本の裁判所は、相対的にスケールの小さいケースをかなり真剣に扱う構造、プラクティスを良しとしてきたように思われるが、小さい問題についてはA Iを活用していくというのは一つのアイデアではないか。A Iの時代に新たに出た問題ではないが、どの程度のスケール感の事件を念頭にA Iの活用を考えるかという議論の前提として、どの程度のスケール感の事件にどの程度リソースを投入するのかというところから改めて考える必要があるのではないか。
- ・ 研究会資料13の2頁の「イ 代替可能性」にあるUNESCOガイドラインの記載につき、「意味」や「文脈的理解」の用法が適切とはいえないのではないか、人間も「意味」を理解しているといえるのか議論があるところであり、A Iは文脈を取り込んでいくことも可能になりつつある。
- ・ 研究会資料13の2頁の「将来的に国民的合意が形成」から始まる引用部分にある「A Iが実質的判断主体となる制度」というのは、例えば、一定の紛争類型について、紛争解決案の作成・提示などをA Iに作成させるものの、最終的には人による判断が担保されることを前提としたものである。
- ・ A Iによる代替可能性について、以下の理由から否定されるべきと考える。

まず、単純な事実認定や法令の解釈にとどまらず、当事者双方の権利に対する責任と人間的な配慮、当事者に向けた個別のメッセージが内包されており、だからこそ当事者は判決に納得するのである。また、和解については判決以上に柔軟な解決手段であり、時に法創造を含むため、過去の判決データの集積・学習では対応することはできない。また、立憲主義的な見地から多数決による権力の濫用から少数の権利利益の保護としての役割がある。A Iについては過去に蓄積された少数派への構造的権利侵害を是正するどころか、増幅固定化される結果を招いてしまう。また、民主主義的な価値として、裁判官は市民社会から付託された権力を行使しており、市民は、司法権を託した裁判官による裁判を受ける権利がある。これに対し確率的数理モデルであるA Iは出力を統制できないブラックボックスであり、民主的統制が及ばない。以上から、A Iに司法判断を委ねることは、立憲主義国家における司法の本質である立憲主義的価値及び民主主義的価値のいずれも放棄・破壊する結果となってしまふ。

- ・ 研究会資料13の3頁の「法曹が習得する」で始まる引用部分にある「市民からの信託を通じて権威付けられた人間の責任をもって行われるべき」との記載について、日本の裁判官の選任プロセスは、民主主義的な根拠がないように思われ、国民の信託を受けたといえるのか疑問がある。また、研究会資料13の3頁の「憲法で、人間によって構成された裁判所による裁判を受ける権利も保障されていると考えるべきか。」との記載について、従前は人間によって構成された裁判所による裁判を受ける権利を指していたと思うが、その前提条件が変わった場合にも同じように考えられるのかについて議論する必要があるように思う。さらに、「最終的な責任主体として人間の裁判官が関与する意義は、今後も容易には失われたいと考えられる。」との記載について、「重要な事柄の判断を生成A Iに委ねる／生成A Iの回答をもとに重要な意思決定を行うこと」が受け入れられやすい社会になった場合にも、同様のことがいえるのかも議論をしたほうがよい。
- ・ 立憲主義的価値に関して、アメリカにおいてビッグデータを利用した量刑判断について議論されているところとして、従前の裁判においても、人種などの要素が影響を与えていたのを是正する側面があるということがある。少数派への構造的権利侵害を是正することにA Iを利活用することもできるように思う。従前の裁判を所与のものとして肯定的に評価するだけではなく、むしろA Iによって立憲主義的価値を実現することもできるのではないか。
- ・ 民主主義には、二つのイメージがあり、一つは、政治家が直接選挙で選任され、責任を負うという場面であり、もう一つは、国政は、国民の信託によって行われるという場面、いわば建前としての国民主権原理であり、先ほど

の意見にある民主主義というのは後者のことを意味すると思われる。ここで重要となるのは、国民が選挙で選任されていない裁判官に司法権の行使を信託する趣旨は何かということであり、最高裁の裁判員裁判合憲判決において示されているように、法と事実に基づいて公正な裁判をすることができる能力を持つ人に信託をしたというものであると考えられる。そうすると、想定基本機能を満たしたA Iが出現した場合に、国民がA Iに信託したいといったときにどうなるかという問題が残るのではないか。

- ・ 憲法が保障する裁判を受ける権利については、A Iのような新しい技術が出てきたときに、憲法の解釈が変わるかという問題であるが、憲法32条の裁判を受ける権利の裁判というのは憲法76条でいう司法権の行使の対象となる裁判であるから、裁判の本質とは何かという問題に帰着する。そして、司法とは、具体的な争訟に対して法を解釈適用することによってこれを解決する国家作用であり、具体的な事件における裁判所と当事者の相互作用の中で紛争解決の基準となるべき法が明らかになるという点においてかなり人間的な部分ではないかと思っており、この点を譲ることはできないと感じている。
- ・ 国政の一部として司法があり、また司法が紛争を終局的に解決するということを前提として国政全体が成り立っているが、国民は個人として尊重されるという憲法13条は、国政全体が国民一人一人を人格を持った存在として扱うことを求めていることを踏まえると、司法が紛争を終局的に解決するという場面においても、人間が人間を個人として扱うということを最後に担保すべきであるという要請があるのではないか。そのような前提を置いた上で、司法によるA Iの利活用を排除するのではなく、むしろA Iの利活用を進めることで、例えば判決の傾向の歪みや死角などをあぶりだして紛争解決の質を高め、国民の信託に応えていくということが求められるのではないか。最高裁の裁判員裁判合憲判決は、良識を持った国民が裁判員として、専門職能である裁判官と対話することによって、良識を反映した良い裁判を実現するというものであり、法律専門職の中で起こり得る歪みを防止して、納得力を高めるというものであり、先ほどと同じロジックであると思う。これまでの本研究会における議論もA Iによって司法機能を高度化させつつ、本当に人間がやらなければならないことに注力することで、司法の機能を全体として強化していくという方向性であったと理解している。
- ・ 今の議論について異論はなく、むしろ研究会資料13の2(2)において検討されている教育や研修の話につながっていくものと思う。今後、どのような法律家が必要となるのか、A Iの成果物を批判的に評価できる裁判官・弁護士などの人材を法曹全体の中でどのように確保していくのかが大切で

あると思われる。

- ・ 色々なものがA Iによって代替できるといった時代に、裁判として残るものは何かと考えるときに、裁判の場で当事者双方が対話をするということかもしれないと思う。紛争解決の場におけるコミュニケーションということが大事であるという方向性を捨てるべきではなく、裁判手続における個人の尊重の重要性という先ほどの議論につながっていると思う。
- ・ 民事訴訟利用者調査において、裁判官にじっくり話を聞いてもらったことが結果の受入れや裁判制度の在り方自体の評価につながっている。A Iに聞いてもらって満足という人もいるかもしれないが、やはり人間に聞いてもらう重要性は残り、完全に代替されることはないのではないのか。他方で、社会調査をすると5人に1人が法的問題を抱え、ほとんどが放置されている状況であり、多くの人がスマホでA Iを利用して解決したと思い、満足しているだけという状況が本当にいいのか。また新規弁護士登録のない地方の弁護士会が複数存在する状況において、A Iを利用して裁判所や法律家への敷居を低くしていくことも積極的に考える必要がある。
- ・ A Iは先例の枠を超えることができないとの指摘については、人間の考えこそが過去の経験の積み重ねであり、A Iへの入力によって対応することは可能である。また、A Iがブラックボックスであるとの指摘についても、確率的モデルということとランダム性があることは別で、ランダム性を低減させていくことは可能であるし、むしろ人間の判断の方がブラックボックスであり、裁判官の方が統制できていないということもできる。もっとも、どちらかが良いとは別の話である。A Iから裁判を受けたいという人もいると思うので、A Iによる裁判を受ける権利もあるのではないのか。
- ・ A Iが自動的に法を適用しているとすれば、そこで適用されているものは、「法律」ではなく、別の何かのルールが適用されている世界観に近いのではないのか。これは、憲法が想定している国家権力の分配が成り立たなくなるということではないのか。
- ・ A Iによる司法作用の代替は、単にA Iのお告げであって、もはや裁判ということとはできない。私人間でA Iに紛争解決を委ねるということはあるかもしれないが、最後は、人間による裁判を受ける権利は残るというべきである。

(今後の法律実務家等に対する教育・研修の在り方(研究会資料13・2(2))について)

- ・ 実定法を中心とした現在の司法試験で求められている能力はなお不可欠であるものの、教育・研修の在り方が現状のままでは良くないことは明らかである。今後は、A Iの出力を批判的に検討することができる能力も求め

られる。

- ・ A I 時代において法律実務家等に必要な能力については、引き続き専門家の間で議論した上で、教育・研修の在り方を検討していく必要があるのではないか。
- ・ アメリカの Next Generation Bar Exam は、記憶重視のものから、批判的な視点を試すようなものになったと言われている。日本においても、同様の観点から、法学部、法科大学院、司法試験、司法修習、その後の法律実務家として全てのプロセスについて再検討する必要があるのではないか。
- ・ A I を含めて何も参照できない状態での能力を判定する方式の試験 (closed-book exam) は引き続き重要になるのではないか。
- ・ 試験の内容として、A I の出力内容に対する批判的な検討を求めるような問題を出すなどの工夫が考えられるのではないか。
- ・ 法律実務家になるかどうかに関係なく、リベラルアーツとしての A I リテラシーなどが求められる。これに加えて、紛争解決に A I を利活用してその有用性や限界を認識する中で、翻ってこれまで習得してきた実定法の解釈や実務の在り方を見直す契機とするなど、全人的な法律実務家としての専門職能を育むことが期待されるが、現在の法学部や法科大学院の教育においてこのようなものが欠けているのではないか。
- ・ 裁判官の中で A I が分かる人と分からない人に分かれてしまうことはやむを得ないようにも思う。A I も分かる裁判官が A I システムを作りながら、他の人に広げていくという形になるのではないか。アーリーアダプター以外の裁判官は、A I が分からないということで問題があるのか。
- ・ 裁判官の職権行使の独立を前提とすると、裁判官全体の底上げを図る必要があり、特定の裁判官だけが知見を有していればよいというものではない。もちろん、裁判官集団の中で先輩が後輩に教えるといったことは自律的な営みとして行われており、まずはアーリーアダプターを中心に検討が進められるということは考えられるが、その検討の中ではプロンプトの使い方のような基本的な部分についても失敗例を含めて共有していくことが重要と思われる。
- ・ 裁判所において、A I の利活用に当たって必要となる知見等としては、どのようなプロンプトを用いることが適切かといった裁判官同士の知見等が必要になる部分と、LLM や A I ガバナンスの現状等の外部の知見等が必要となるところがある。裁判所の自律性の高さに照らすと、外部の知見等の取り入れ方についても、意識的に検討する必要がある。
- ・ 法律実務家としては、大学、法科大学院、司法修習における教育、研修も重要であるが、むしろそれよりもはるかに期間が長い、法律実務家になった後の研さんが重要となるのではないか。弁護士・司法書士は、市場原理によ

る競争にさらされるために自主的な研さんを期待することができるのは確かだが、これまで検討してきたような弁護士・司法書士を養成する上では、それだけでは足りず、研修の在り方等を検討していく必要があるのではないか。また、裁判所は、市場原理も働かないことから、従前以上に裁判所内部における研修の在り方、取り分け若手裁判官の研修の在り方が問われるのではないか。

- ・ 教育面でA Iを利活用していくことが考えられるのではないか。従前は、実践的な学習を行うための模擬教材を作成することに相当の手間がかかっており、実務に出なければ実践的な訓練を積むことができなかったが、A Iを用いればそのような教材の作成が容易になると思われることから、実務に出る前に多くの実践的な学習を通じて法的分析能力等を鍛えていくということが考えられるのではないか。
- ・ 既に一部の大学ではそのような試みが開始されている。今後はそのようなトレーニングキットを広く共有して、大学としてグッドプラクティスを蓄積し、より良い教育をする努力が求められているのではないか。
- ・ 弁護士・司法書士においては、A Iの技術的進展に対応ができるように、義務的研修などの枠組みを通じて全体としてのボトムアップを図り、技術の進展に応じて最低限の能力・水準を継続的に担保していけるような制度が必要ではないか。

(「取りまとめ」の作成に当たって留意すべき点について)

- ・ 偽造証拠については、民事証拠法の改正によって対応する可能性について、迅速に議論を始めたほうが良いように感じているので、これを後押しするような内容にしてほしい。
- ・ A I時代における法律家の存在意義を明確に打ち出すことが必要である一方で、そのことが一般国民からどのように受け止められるかについても留意しなければならない。自己弁明的にならないよう、民事司法の在り方等も変わっていかねばならないというメッセージを出すべきではないか。
- ・ 本研究会においては、将来的な展望も含めて取り扱っているため、技術的にできないという記載をするのではなく、技術的には可能であるとしても、そうすべきでないといった記載にする方が良いと考えられる。
- ・ A Iの技術的進展にかかわらず、そのようなA Iの利活用はすべきでないという観点を打ち出すことは重要であると考えられる。また、技術の進展によって法が変わるという側面と、法の観点から技術をどうすべきかという観点の両方を示すことができると良いのではないか。
- ・ A Iを用いて司法や法律家への敷居を下げる又は信頼を強化できるようにするというようなメッセージが必要ではないか。

- ・ 技術的に見ればA Iが法的な判断に類似した出力ができることは現実問題として迫ってきているが、社会における司法の在り方という問題からみると、法曹の活動そのものをA Iに代替させるとするのは難しいと思っている。民事司法とA Iとの関係を検討するに当たり、A Iを法律実務家の支援ツールと捉え、市民から信頼を得るためにどのようにA Iを使用するかといった点を模索し、国民の信頼を失わないように、社会学、法哲学を含む広い分野での議論をしていただきたい。
 - ・ A Iの進展は非常に早いと感じており、できるから使うという方向性なのか、使うべきであるから使う、あるいは使うべきではないから使わないといった方向性なのかは、今後の検討に当たって非常に重要な視点となる。その上で、現時点では、A Iは法律実務家の業務を補助する役割という位置付けになるのではないかと。法律専門職の養成の在り方についても考えなければならず、ヒューマン・イン・ザ・ループという言葉を経験化させないような検討が必要ではないか。
 - ・ これまでの議論を踏まえると、以下のような観点が示されたのではないかと。まず、本研究会では、A Iの技術的進展やその社会への実装が法や裁判、更には法律実務家の在り方に変革を迫ると同時に、法や裁判がA Iという技術をどのように利活用していくのか、利活用に伴うリスクをどのように低減させていくのかといった観点から、法や裁判の側からA Iという技術の選択や統制を行っていくという、法や裁判とA Iという新たなテクノロジーがクロスオーバーする局面を取り扱うこととなった。
- また、民事司法分野におけるA Iの利活用は、A Iという新たなテクノロジーの進展を民事紛争のより適切な解決、更には紛争発生予防につなげていくことで、我が国の社会経済の発展を促し、より良い社会を形成、維持することを目的とすべきである。本研究会においては、裁判官、弁護士・司法書士といった法律実務家のほか、リーガルテック企業から実務の現状も聞きながら、具体的な実務の場面を想定した上で、民事司法分野においてA Iがどのように利活用され得るのかをリスク・課題等も含めて検討してきた。民事司法の機能を維持、向上し、民事司法に対する信頼を高めていくために裁判がどのようにあるべきかという観点から、民事訴訟の実務とA I技術の進展の状況とを照らし合わせながら具体的な検討を行った研究会等は余り例がないように思われ、本研究会の特徴の一つであると考えられる。
- さらに、本取りまとめは、発表時点における短期的な課題のみならず、中長期的な課題も含んでいるところ、法律実務家のみならず広く法律専門家においては、本研究会で指摘した課題（中長期的な課題であると共に喫緊の課題でもある教育や研修に関する課題を含む。）を受け止め、短期的な課題

については具体的な検討や行動を開始するとともに、中長期的な課題についても問題意識を共有した上で、本取りまとめに対する批判も含めて議論を始めていくことを期待したい。

加えて、今後、民事司法分野におけるA Iの利活用の検討が進められる中でも、法律専門家は、改めて、法や裁判、法律専門家の価値や役割を見つめ直し、言語化することにより、民事司法分野におけるA Iの利活用の在り方のみならず、民事司法の存在意義についても広く国民の理解を得て、民事司法に対する信頼を高めていくことが求められる。